

空き家、 空き地対策で 地域活性化を



照屋 仁士 議員

答 一定のルール作りは必要、今後検討する

問 平成27年5月26日、空き家対策等の推進に関する特別措置法が完全施行された。空き家は全国で820万戸を超え社会問題となっている。400超の自治体が空き家条例を制定している。町内での空き家、空き地の現状はどうか。

副町長 空き家及び空き地の調査は行っていない。

問 本町で空き家、空き地などの対策はあるか。

副町長 草木の繁茂など隣地へ影響がある場合、個別の通報等で対応している。現段階では大きなトラブルや問題はない。

問 法律の内容には近隣住民に迷惑をかけないという大きな趣旨がある。ただ、質問の趣旨は、南風原町の限られた面積の中で空き家・空き地を有効活用していく必要があるのではないかという観点である。特措法では税制上の優遇だけではない。市町村の行う事業に

も国から財政上の措置が講じられる。まずは現状把握が必要ではないか。

総務部長 法律では国が基本指針を策定する。これに基づき市町村は空き家対策計画も策定する努力義務がある。ある程度のルール作りと調査が必要と考える。

住民参加を 促進する方法は

問 住民参加を促進する方法を第五次総合計画と関連付けて検討してはどうか。

副町長 第五次総合計画も住民参加の促進に努めていく。

問 第五次総合計画の中で、次の項目も検討できないか。

- ① 町民提案手続き
- ② パブリックコメント方法を明示
- ③ 広聴会、座談会、審議会
- ④ 自治会の役割
- ⑤ まちづくり協議会、100人委員会

- ⑥ 町民公益活動団体
 - ⑦ 公共サービス参入機会の提供
 - ⑧ 地域サポートセンター
 - ⑨ 住民投票
- 総務部長** 総合計画で位置付ける手法もある。また、住民参加のあり方の指針やルールづくり要綱も考えられる。多面から幅広く検討したい。



まちづくり住民会議によるタウンウォッチング